

茅ヶ崎市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和2年12月7日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

建設部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和2年11月26日（木）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 建設総務課

〈非常勤嘱託職員の報酬〉

非常勤嘱託職員の報酬において、年次休暇の計算誤りによる過少払いが1件ありました。

〈道水路敷台帳管理システム運用保守業務委託〉

茅ヶ崎市契約規則第38条第1項では、「契約金は、目的物の全部の引き渡しを完了した後その正当な請求書により支払う。」と規定していますが、道水路敷台帳管理システム運用保守業務委託は、業務完了前に一部の金額を支出していました。

(2) 道路管理課

〈自家用電気工作物保守管理及び清掃業務委託〉

自家用電気工作物保守管理及び清掃業務委託では、契約約款と異なる方法で支出していました。

(3) 公園緑地課

〈松くい虫防除（樹幹注入）業務委託〉

茅ヶ崎市契約規則第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、松くい虫防除（樹幹注入）業務委託は、落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。